

## 平成28年4月から健康保険制度等が改正されます

平成28年4月1日及び平成28年10月1日から健康保険法が改正されますのでお知らせします。

### 【平成28年4月1日改正】

- ①入院時の食事負担の改定
- ②紹介状なしでの大病院受診に定額負担導入
- ③標準報酬月額等級区分の改定（上限引き上げ）
- ④標準賞与額の上限額の改定（上限引き上げ）
- ⑤傷病手当金・出産手当金の算定方法の改定
- ⑥患者申出療養の創設

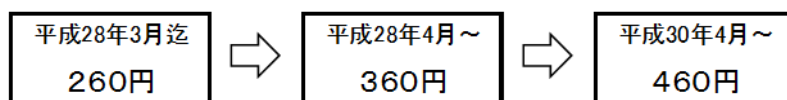
### 【平成28年10月1日改正】

- ⑦短時間労働者の社会保険適用拡大
- ⑧兄弟の被扶養者認定基準の見直し

### 【平成28年4月1日改定】

#### ① 入院時の食事負担の改定

入院時の食事代（1食あたり）が段階的に引き上げられます。



ただし、低所得者、難病、小児慢性特定疾患患者の負担額に変更はありません。

#### ② 紹介状なしでの大病院受診に定額負担導入

かかりつけ医等の紹介状なしで特定機能病院およびベッド数が500以上の大病院を受診した場合、初診料・再診料とは別に一定額（5,000～10,000円程度）患者が負担する制度が導入されます。（救急等の場合は除く）

#### ③ 標準報酬月額等級区分の改定（上限引き上げ）

保険料の算出の基礎となる標準報酬月額の区分について、現在の最高等級（47等級）の上位に3等級追加され、上限が50等級になります。

等級		標準報酬月額	報酬月額	
現等級	47	121万円	117万5千円以上	123万5千円未満
追加	48	127万円	123万5千円以上	129万5千円未満
	49	133万円	129万5千円以上	135万5千円未満
	50	139万円	135万5千円以上	

④ 標準賞与額の上限額の改定（上限引き上げ）

賞与にかかる保険料の算出の基礎となる標準賞与額の上限が引き上げられます。



⑤ 傷病手当金・出産手当金の算定方法の改定

傷病手当金・出産手当金の算定基礎となる標準報酬日額の算定方法が見直されます。

現 行：平成28年3月31日まで

被保険者の標準報酬月額の1/30（標準報酬日額）の3分の2

改定後：平成28年4月1日以降

（被保険者期間1年以上）

⇒被保険者が給付を受ける月以前12か月間の各月の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2

（被保険者期間が1年未満）

下記①か②のいずれか少ない額の1/30の3分の2

① 被保険者期間の標準報酬月額の平均

② 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額

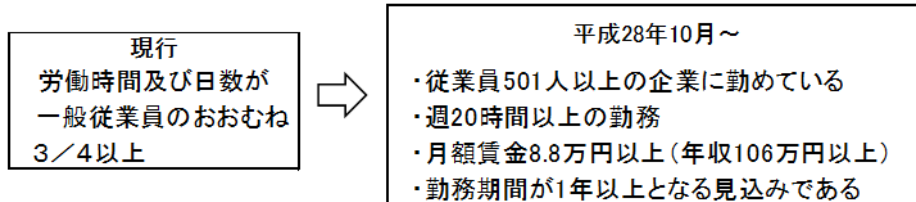
⑥ 患者申出療養の創設

「患者申出療養」とは、患者からの申し出により、国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用できるしくみです。国による審査期間は、申出から承認まで現在の6～7カ月から原則6週間（前例がある医療の場合は2週間）に短縮されます。これにより、審査で認められれば、国内では未承認の医薬品等による治療などを健康保険の治療と併用して受けられるようになります。

【平成28年10月1日改正】

⑦ 短時間労働者の社会保険適用拡大

社会保険が適用される短時間労働者の対象が拡大されます。(学生は適用除外)



⑧ 兄弟の被扶養者認定基準の見直し

現在は被保険者の「兄弟」を被扶養者とする場合、生計維持関係・収入要件以外に「同居」が条件となっていました。同居条件が撤廃されます。

以 上